

区立母子生活支援施設を活用した特定妊婦への支援

事業名	母子生活支援施設管理運営		
ここがポイント	◆保健所及び児童相談所を設置し、子ども家庭支援センターと母子生活支援施設を併設する港区ならではの、迅速かつ一体的な支援に取り組めます。	区 分	☐ 新規 ☐ 臨時（ ☐ 新規・ ☐ 継続） ☒ レベルアップ

概 要	孤立や貧困、DV や若年妊娠などの複合的な問題を抱える特定妊婦への支援の強化が全国的な課題となっています。区においても、子ども家庭支援センターが受理した特定妊婦の相談件数は増加しており、その中には頼るべき親族や居所が存在しない場合もあります。特定妊婦が安心して子どもを産み育てることができるよう、区立母子生活支援施設を活用し、産前から産後の自立までを支援します。		
	区立母子生活支援施設を活用した特定妊婦への支援の概要 ●居室の提供 母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」のうち一部を、特定妊婦専用の居室として提供します。 ●支援計画の策定 支援コーディネーターが本人の意向を踏まえた支援計画を策定し、社会資源の活用や関係機関との連携を調整します。 ●生活支援 母子支援員が、健康管理や夜間の見守り、就労や行政手続の調整など、様々な課題に寄り添い支援するとともに、区の支援サービスの利用を調整します。 ●相談支援 支援コーディネーターや母子支援員、みなと保健所の保健師等が連携し、妊娠出産に関する相談等を行い、対象者のニーズに即した適切な助言をします。  母子生活支援施設における支援 ・居室の提供 ・日常生活支援 ・通院同行 ・就労支援 等 相談支援 出産病院との調整 健康診断 予防接種 育児サービス 支援計画の策定 連携 子ども家庭支援センター、みなと保健所、児童相談所、各地区総合支所、医療機関 等		

問合せ



所 長 子ども家庭支援センター 石原
☎ 03-5962-7204（直通）

係 長 子ども家庭支援センター 家庭相談係 宮本
☎ 03-5962-7214（直通）